

計画の推進に向けて



第8章 協働による計画の推進



今後、都市計画マスタープランに位置づけた内容を、市民や事業者等、行政などの各主体がどのように協働して取り組んでいくのか、について、その手順や進め方と、それらを推進するために必要な仕組み等について記載します。

1. 協働のまちづくりとは

本市では、平成26(2014)年3月に「藤井寺市『協働のまちづくり』基本指針」を策定しました。これは、本市に関わるあらゆる主体が一体となって、まちづくりに取り組むために「協働の必要性と基本的な考え方」、「協働の輪を広げていくための原則や役割」、「市としての取り組み」等を明らかにすることを目的とし、本市の「協働のまちづくり」を推進していくための施策の方向性を示すものとして策定されました。

その中で、「協働」と「まちづくり」について次のように定義しています。本計画における「協働」「まちづくり」も、これらの定義に沿ったものです。

【協働】

共通の目的を達成するために、市民・事業者・行政など、このまちに関わるあらゆるものが、お互いに対する理解と尊重のもと、それぞれの特性に応じて、持てる力を余すことなく出し合い、また、力を合わせることを指します。

【まちづくり】

「まちづくり」は、都市施設(道路・公園等)の整備、市街地開発といった意味で使われる場合もありますが、ここではそうしたハード面に限定せず、市民一人ひとりが暮らしやすい元気な地域をつくるための取り組みを指します。

今後、本計画を推進するにあたって、各主体が都市づくりやまちづくりに関する知識や情報に加え、本計画に位置付けられた将来像や方針を共有化することが重要です。

その上で、行政が責任を持って事業等を遂行していくことに加え、市民一人ひとりが自らの地域に関心を持ってできることに取り組んでいくこと、さらには行政と市民とが対話を重ねながら双方で取り組んでいくこと、これらを上手く組み合わせ機能させていくことも重要となります。

行政が単独で実現できることは限られており、市民や事業者等との協働によるまちづくりが必要です。

そのため、「協働のまちづくり」の考え方は、本計画を機能させるための重要な考え方であり、本計画の推進にあたって市民や事業者等と行政がその考え方を十分に理解、共有することが望まれます。

2. 各主体の役割

本計画の推進に当たり、市民、事業者、市それぞれが都市づくり、まちづくりの主体であることを認識し、役割分担のもと連携することで、それぞれの力を最大限発揮でき、効果的に都市づくり、まちづくりを推進していくことをめざします。

1 市民の役割

- まちづくりの主体としての意識を持ち、良好なまちづくりの実現に努めます。
- 自分たちが暮らす身近な地域において住民が主体となって取り組まれている地域活動や、学校等を拠点に取り組まれている活動、テーマ別に取り組まれている公益的な活動などに積極的に参画し、市民相互の協働のもと取り組みます。
- 都市計画や都市づくり、まちづくりに関する情報を得ながら、様々な機会を通じて市政に参画します。
- 市・府や市民団体等による都市づくり、まちづくりの取り組みに積極的に協力します。

2 事業者の役割

- 事業活動を通じて本市や地域の活性化、魅力の向上などに協力するとともに、事業活動にあたっては、周辺の環境やまちづくりへの影響に配慮します。
- 商店街や商会なども、販売活動や情報発信等を通じて地域の活性化や魅力ある商店街づくりに協力します。
- 地域社会の一員として、住民等との協働のもと地域のまちづくり活動などにも取り組みます。
- 市・府や市民団体等による都市づくり、まちづくりの取り組みに積極的に協力します。

3 市の役割

- 本市の都市づくりの方向性を示し、将来の都市づくりに向けて積極的な役割を担います。
- 都市計画や都市づくり、まちづくりに関する学習・調査・研究を率先して実施しながら、市職員等の意識の向上に努めます。
- 都市計画や関連する施策・事業を総合的に活用・推進します。
- 都市計画や都市づくり、まちづくりに関する情報提供や発信などを行いながら、市民、事業者等の意識の向上に努めます。
- 近隣自治体、府、国など関連行政機関に対して本市の考え方を伝え、各種施策・事業の実現に向けた協調・連携の働きかけや、支援の要請、協力体制の構築を行います。
- 市民、事業者等による多様なまちづくり活動等を各担当部局が適宜支援します。

3. 協働による計画の推進に向けた取り組み

各主体が役割分担のもと連携・協働により本計画を推進するにあたって、推進力を高めるために、下記の取り組みを行います。

1 都市計画マスタープランの実現に向けた協働を促す「場」の提供

今回の地域別でのワークショップ(まちづくりカフェ)の取り組みの発展的展開をめざし、計画の実施に向けては、必要に応じ、住民と行政とが地域のまちづくりについて意見や提案等を交わしたりする「場」の提供に努めます。

2 都市づくりやまちづくりに関する普及・啓発と人材育成

都市づくり、まちづくりの推進に向けて、関連する情報や計画等を市民や事業者等にわかりやすく伝える取り組みを実施し、常に市民、事業者が都市づくり、まちづくりに関心を持てるよう、まちづくり意識の普及・啓発や人材育成に取り組みます。

3 庁内の横の連携

行政内での協働のまちづくりとして、都市づくり、まちづくりの推進においては、本計画の他の関連する部局との共有、浸透に努めながら、都市計画のみならず関連する施策とも密な横の連携を図りながら実施していくものとします。

4 専門機関等の活用

都市づくり、まちづくりに関わる専門機関として、本市には都市計画審議会を設置しており、総合的かつ専門的な観点から助言等を受けながら各種施策を実施していくものとします。

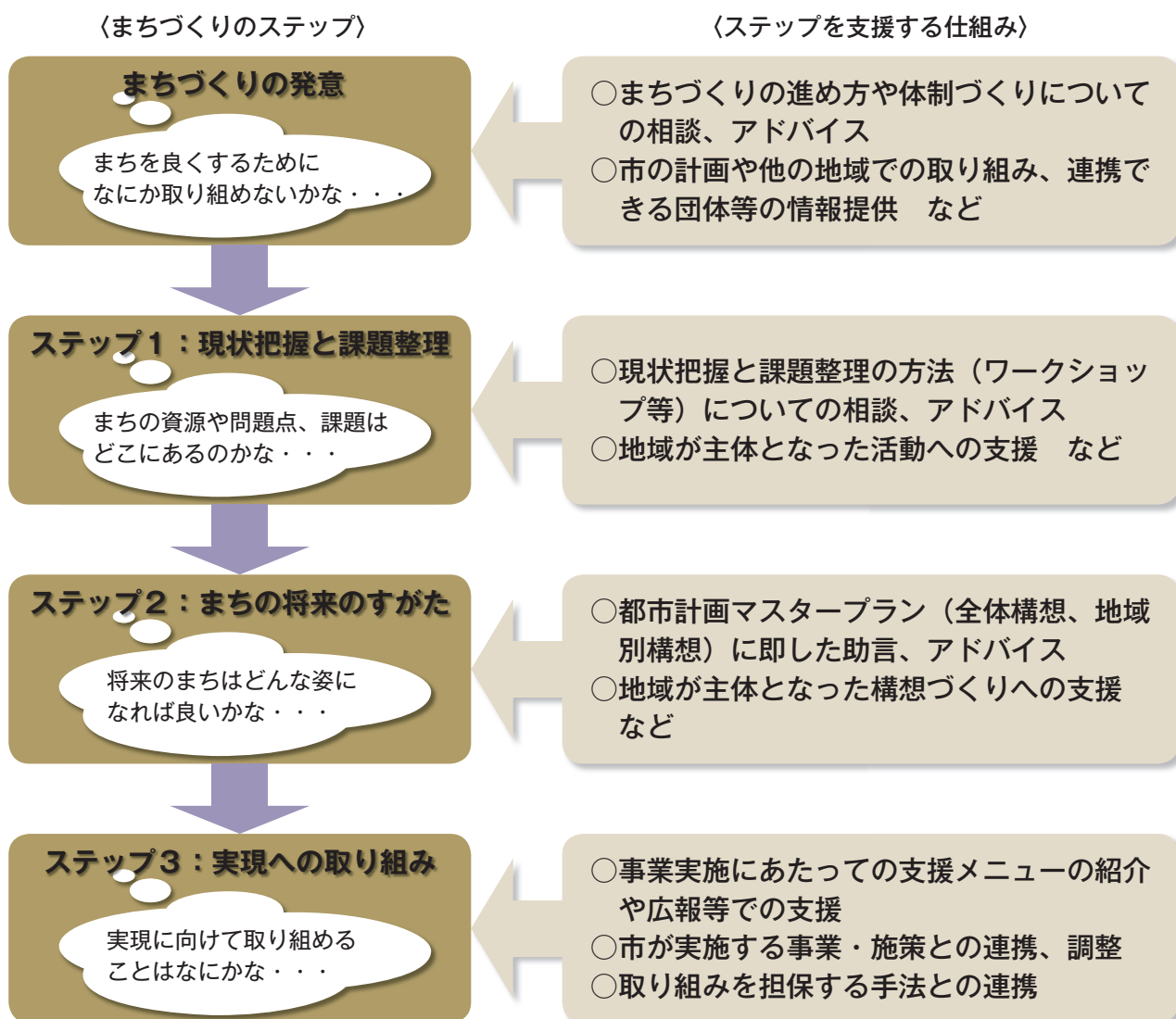
また、地域との協働の場面など、必要に応じて、専門家等の意見や助言も有効に活用しながら、都市づくり、まちづくりを推進します。



5 各地域の協働のまちづくりを支援する仕組みづくり

本市の地区自治会やまちづくり協議会等で培われてきたまちづくりのノウハウを共有しながら、地域での構想・ルールづくりなど、各地域における協働のまちづくりのステップアップを支援するための仕組みづくりを検討します。

■ 支援する仕組みづくりのイメージ





4. 計画の評価と見直し

本計画はおおむね20年先のまちの姿を見据えながら、10年後を目標年次として都市づくりの施策・事業等を計画(Plan)したものです。

計画に基づき実施(Do)し、総合計画における進捗管理との連動のもと、その進捗状況や実施結果を確認、検証(Check)した上で、次の計画にその成果を反映し改善の取り組みへとつなげる(Action)「PDCAサイクル」の考え方に沿って、市民や事業者等の意見等も反映しながら、本計画の進捗管理を行うものとします。その上で、上位計画の改定や、本市を取り巻く状況の変化などを踏まえ、目標の中間年次などで必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

■ 計画の評価と見直しのPDCAサイクル

